



いなべ市告示第 24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内において字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

なお、この処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成29年2月2日

いなべ市長 日 沖



いなべ市大安町南金井字井川に編入する区域

いなべ市大安町梅戸字上新貝 165の2、167の2